放射線量測定器使用に関する注意事項

- 1 借受及び返却の際は、職員の立会いのもと放射線量測定器(以下「測定器」という)が正常に作動することの確認を受けること。
- 2 測定器は、原則として事前に予約した者が受領するものとする。予約者の 委任を受けて測定器を受領する場合は、申請書の備考欄にその旨を記載する とともに、返却まで責任を有するものとする。
- 3 申請書の電話番号等は、日中に連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 4 借受人から第三者への譲渡、又は、転貸等を禁止する。
- 5 測定器は、精密機器であることから、慎重かつ丁寧な取扱いに努めること。
- 6 測定器は、空間放射線量を測定する機器であるため、食品、水及び土壌の 測定は出来ませんので、機器の故障の原因となることから食品、水及び土壌 等に接触させないこと。
- 7 測定器は、保護のためビニールに覆われているが外に取出さないこと。
- 8 測定器は、地面の上に置かないこと。
- 9 測定器を直接測定対象物に触れさせないこと。
- 10測定器を損傷又は紛失したときは、弁償していただきます。
- 11返却時間を厳守すること。

測定方法

- 1.電源(POWER)ボタンを音が出るまで押す。
 - (0.5秒間長押し)
- 2.電源をONにすると、数字35が点灯し、1秒ごとに数字が1つずつ減っていき、35秒以降は放射線量の値が表示される。
- 3.測定地点を決めて、高さ1mで1分間保持してから、数値を読み取り記録 する。
- 4.続いて別の地点を測定するときは、測定したい地点の高さ1mで再度1分間保持してから、数値を読み取り記録する。
- 5.測定を終了したら、電源(POWER)ボタンを押し、電源を切る。